

写

令和 5 年 10 月 3 日

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 殿

北海道地方最低賃金審議会
北海道鉄鋼業最低賃金専門部会
部会長 國武 英生

北海道鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 5 年 8 月 7 日北海道地方最低賃金審議会において付託された北海道鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は、別紙 2 のとおりである。

別紙 1

北海道鉄鋼業最低賃金

1 適用する地域

北海道の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業（鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務

ロ みがき又は塗油の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,030円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

別紙 2

北海道地方最低賃金審議会(第50期)北海道鉄鋼業最低賃金専門
部会委員名簿

令和5年9月5日任命

部会長 國武英生

部会長代理 龜野 淳

公益代表委員 龜野 淳、國武英生、蛭川隆介

労働者代表委員 長田泰幸、西 良太、山田新吾

使用者代表委員 片岡直之、谷保彰啓、水戸信也

(五十音順、敬称略)